

【 4 】

氏 名	上 横 手 雅 敬 うわ よこ て まさ たか
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	論 文 博 第 66 号
学位授与の日付	昭 和 46 年 5 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	日本中世政治史研究

(主 査)
論文調査委員 教授 赤松俊秀 教授 岸 俊男 教授 佐伯 富

論 文 内 容 の 要 旨

日本中世政治史研究と題するこの論文は、その主眼点を鎌倉幕府に置き、幕府政権樹立の前提となった武士団の成立を論ずる第1章「武士団成立史の諸問題」、源平内乱期から文治元年の守護地頭設置勅許にいたるまで、幕府成立期の諸問題究明を主題とする第2章「鎌倉政権の成立」、承久の乱を中心に、幕府盛期に当たる執権政治確立期までの政治過程を追究する第3章「幕府政治の展開」から成っている。

第1章は4節に別かれ、その第1節「武士団の成立」は、紀伊国伊都郡の土豪坂上氏を研究素材として、11世紀前期に国司の郎党としての武士に成長した坂上氏が同世紀の後半には高野山金剛峯寺の荘園支配の前に敗北して没落した事実を明らかにし、郡郷に対する伝統的権威を持つ郡司の土豪が武士団を構成するに至る過程を究明する。第2節「国衙領と職」は、武士団成立の基盤が荘園・国衙領のいずれであるか、という問題意識から出発し、律令制に起源を持つ職が領主制の展開に及ぼした影響を明らかにする。著者によると、職の本質は、公法的な執行と私法的な世襲との統一にあり、本来は荘園・公領管理のための職務性が強い在地領主職が、上下階層に波及し重層化するにつれて得分的性格を加える傾向を示し、職は所領に関係して存在するのが本来のあり方であるかのように観念されるようになった、という。第3節「平将門の乱」は、従来の論者がこの乱の革命的意味を強調する傾向が強いものに対して、基礎史料の将門記の本文批判を厳密に行ない、それに収録の藤原忠平宛将門書状が将門記の本文記事と内容において微妙に食い違っていることを指摘し、新しい視点に立って、将門乱を私闘から叛乱へ展開した、とする従来の学説に対して、将門の反乱は私闘そのままの展開であることを指摘する。第4節の「棟梁と坂東」は、源頼朝挙兵直前の坂東諸国の情勢を論じ、国家権力の解体現象が顕著であった坂東において、武家の棟梁と在地武士との主従結合が不安なく成長した、として、私兵の長として発足した棟梁のうち、源氏が坂東諸国の国司就任を主契機としてその地方の領主層と主従結合を深めた事実を指摘する。

第2章第1節の「寿永2年10月宣旨」は、この宣旨発布をもって朝廷は頼朝に東国行政権を公認した、とする学説に対して、著者は宣旨発布前後の朝廷対頼朝の政治情勢考察を主とする批判を加え、当時、源

氏の嫡宗をめぐって頼朝と義仲が対立した事実を指摘し、頼朝は、この宣旨を得たことによって嫡宗であることを公認させようとして目的を達し得なかったのである、と主張する。また著者は、この宣旨発布の8ヶ月以前に頼朝が寿永の年号を既に使用していたことを実証し、頼朝と後白河法皇との提携が当時早くも成立していたことを指摘する。第2節「東国と西国」は、前節の結論を受けて、寿永2年10月宣旨所見の東国は、頼朝がその当時に実力で掌握していた遠江・信濃両国以東に限定すべきことを主張し、文治元年の守護・地頭設置範囲は、通説の全国説に対して尾張・飛騨両国以西46国であった、とする。東国・西国の区分は、7世紀中葉の大化改新に既に見出すが、鎌倉幕府でも六波羅探題の設置に伴い、西国はその管轄区域に含まれている。著者は、信濃以東を東国、尾張・飛騨以西を西国とする区分は、頼朝挙兵当初にさかのぼり、六波羅探題設置以後まで基本的に相違はなかったことを史料に即して明らかにする。第3節「文治の守護・地頭」は、目下論が別れている文治元年の守護・地頭設置勅許について、最近有力に主張されている国地頭設置勅許説に対しても批判を加え、国地頭の職務権限を荘郷ごとに置かれる地頭と同一類型で考えようとすることに反対し、幕府が地頭らを成敗する権限を勅許によって得た事実を重視すべきことを主張する。第4節「荘郷地頭制の成立」は、文治元年に設置が勅許された荘郷地頭は平家没官領・謀反人旧領に限られるべきである、という著者独自の見解のもとに、平家没官領・謀反人旧領処置の実態を明らかにし、それ以外の荘園・公領は、不入権を獲得している事実からも、勅許によって新しく地頭が設置されたことはあり得ない、と主張する。しかし鎌倉幕府管轄の地頭のうちには、平家没官領・謀反人旧領に設置された新恩地頭のほかに、開発領主その他であることによって保有する本領が安堵されることによって地頭に補任されたものがあり、それらの地頭の系譜・性格にも論及し、幕府が文治元年に得た地頭輩成敗権をてこにして御家人制度が発展することを明らかにする。第5節「地頭概念の変遷」は、現地を意味する地頭の本来の概念が変遷して、人・職を意味するようになった過程を史料によって追跡し、源平内乱期に用いられた地頭概念の多義性・流動性に触れ、前節所論の荘郷地頭・国地頭について補説する。第6節「畿島社領と平氏の地頭制」は、平清盛が知行した安芸国衙領に承安3年以後、地頭が置かれていた事実を指摘し、平家の地頭制はそれを基礎にして治承3年に発足したことを実証する。

第3章第1節「鎌倉初期の公武関係」は、文治元年から将軍実朝死去・藤原頼経東下の承久元年までの公武の政治過程を概観し、頼朝の対朝廷政策の屈折、頼家失脚後の執権政治の反院政的動向、後鳥羽上皇主導による公武融和、実朝殺害によるその失敗の過程を明らかにして、後鳥羽上皇の討幕挙兵は必至であった、と論証する。第2節「承久の乱の諸前提」は、後鳥羽上皇側にとって承久の乱が可能であった条件を究明し、当時の幕府内部の実情は御家人が上皇側に誘引される弱点を持っていたこと、上皇側も、貴族・社寺の勢力を結集して幕府に対抗する上に、これら権門の私党的対立を克服し得ないことによって、幕府同様に弱点を持っていたことを明らかにし、それによって上皇側は幕府の組織的軍事力の前に敗北したことを明らかにする。第3節「承久の乱の成果」は、承久の乱後、院政の政治的機能の一部を肩代りすることになった幕府が、御家人保護の従来の立場を変じて、貴族・社寺などの荘園領有勢力と地頭・御家人との対立関係を調停する役割を担当するようになったことを明らかにし、その契機となった承久の乱の意義を評価する。第4節「執権政治の確立」は、執権政治は以前の将軍独裁を克服した合議政治と考え、北条政子の死後、執権北条泰時によって嘉禄元～2年に確立したとし、この時点の意義を評価する。

論文審査の結果の要旨

鎌倉幕府の政権獲得を主眼点として武家制度の発達のを、政治・法制・経済・社会・思想の分野にわたって実証的に究明しようとする努力が始められたのは今世紀の初頭であり、日本中世史の領域でも顕著な研究成果があがった部門であるが、問題が中世史研究の根幹に深く関連するだけに困難は多く、幕府政権樹立の基礎となった武士団の成立に関しても、成立の母胎となった古代末期の荘園・公領の実態が史料収集の困難その他の理由によって、現在でもなお学説は一致を見ていない。また幕府政権の有力な支柱となった守護地頭設置にしても、職務内容をめぐって大正末年に行なわれた有名な論争以来、問題はなお未解決の点を多く残して今日に至っている。

この論文は、上記の研究課題を始めとして武家政権確立史の主要課題について、意欲的に収集整理した史料に透徹した政治史的解釈を加えたもので、その成果は、内容の要旨で明らかなように、称賛すべきものがある。武士団の成立、職の原型、平将門乱、地頭の源流、守護地頭制、承久乱等について著者が示した見解のうちには、学界が疑問としていたものを明快に解明したものがあり、今後の武家政治史研究の有力な指針となることが予想される。ただ著者が触れなかった問題にもなお未解決のものがあり、地頭・家人などについて中国における用例と日本のそれとの関連等の究明についても今後の著者の精進を期待する。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。